

「（仮称）出水水俣ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」についての熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

【全体事項】

- (1) 対象事業実施区域周辺には複数の風力発電事業の計画があることから、本事業との累積的な影響が懸念されるものについては、他事業者と積極的に情報共有を図り、適切に予測及び評価を行うこと。
- (2) 事業計画や工事内容に加え、調査地点等の設定根拠や超低周波音に係る影響範囲等の環境影響評価に関する情報等については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を勘案しつつ、環境影響評価法に基づく説明会の他、自主的な説明会の場等で丁寧に説明することで、地域住民や関係自治体の理解を得るよう努めること。

【大気環境】

〈騒音・超低周波音〉

- (1) 現在の騒音・低周波音の調査地点である G9 より対象事業実施区域に近い南側の県境付近に住宅等の分布が見られることから、G9 の地点設定を見直す必要がないか検討すること。
- (2) 建設機械の稼働による騒音の予測にあたっては、騒音規制法に基づく規制基準ではなく、各調査地点において騒音に係る環境基準との整合が図られているかを評価すること。

【水環境】

- (1) 水の濁りの予測にあたっては、令和 2 年 7 月豪雨時の降雨状況のほか、熊本県内における過去の最大雨量や降雨継続時間等を参考にすること。
- (2) 対象事業実施区域周辺には 4 箇所の水源（湧水）が存在しており、道路拡幅工事や森林伐採等の土地改変によって影響を受ける可能性があるため、地下水について、調査、予測及び評価する必要があるか検討すること。

なお、影響が小さいと判断した場合は、その根拠を図書に記載すること。

【動物・植物・生態系】

〈動物（鳥類）〉

- (1) 調査期間中にクマタカの繁殖が見られなかった場合は、調査期間の延長や聞き取り調査の実施等を検討し、クマタカの行動圏の把握に努めること。

〈生態系〉

- (1) クマタカの餌種調査について、鳥類に加えて、へび類や小型哺乳類の生息個体数を含めて餌量として算出する必要があるか検討すること。

〔その他〕

- (1) 森林伐採による土砂災害及び土砂流出並びに山林の保水機能の低下に伴う下流域への影響等については、近年頻発する集中豪雨の傾向等を考慮し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。